

北海道中小企業団体中央会道南支部補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道中小企業団体中央会道南支部補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、北海道中小企業団体中央会道南支部（以下「中央会道南支部」という。）が行う事業に要する経費の一部を補助することにより、市内の中小企業連携組織および中小企業の振興と発展を促進し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、中央会道南支部が行う中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合および商店街振興組合連合会の組織、事業および経営の指導ならびに中小企業の振興を図るために必要な事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、800,000円とする。ただし、前条に規定する補助対象経費の額から、函館市以外の者が交付する補助金等の額を控除した額が800,000円に満たない場合は、その額とする。

(仕入控除税額の報告等)

第5条 中央会道南支部は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別記第1号様式により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、すでに交付した補助金のうち消費税等仕入控除税額の全部または一部に相当する額について、市に納付させることができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

函 館 市 長 様

住 所
法 人 名
代表者氏名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
報告書

令和 年 月 日付けで交付決定を受けた令和 年度北海道中小企業
団体中央会道南支部補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等の額の確定額または実績報告による精算額
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税
に係る仕入控除税額（市補助金返還相当額）
- 3 添付書類
2の金額が確認できる資料